

子への育てにくさをもつ親へのペアレントプログラムの効果検証
—親の心理・生活にどのような変化がみられるのか—

福祉心理学専攻 石山 玲子

要 旨

現在、児童福祉法における児童発達支援では、児童発達支援ガイドラインに準拠し、事業が行われている。児童発達支援ガイドラインには、「発達支援」「家族支援」「地域支援」の3つの柱がある。ガイドラインでは、児童発達支援とは、子どものニーズに寄り添うだけでなく、家族を含めて総合的に提供していくものであり、さらには子どもの周囲を取り囲む地域に向けても支援を行っていくものとされている。子どもの生活を支える上で、親の心理的安定や、親の子どもへの理解はとても重要であり、2018年、A市（筆者の居住市）障がい者施策推進審議会において「児童発達支援センターの支援の在り方」が示され、「児童発達支援センターの取組として、子育て上の不安や悩みの聞き取りや助言、子どもを支援する輪を広げるための橋渡し、家族支援プログラム（相談やペアレント・トレーニング等）の実施など、家族支援に力を入れるべきである。」と明記された。

本研究では、筆者の勤務先である児童発達支援センターに通う子どもの親4名を対象に、尾崎（2019）が開発した「ふれあいペアレントプログラム」を実施し、プログラムの効果を検証するため、開始前と終了後のインタビューにおいて表出された言葉の共起ネットワーク分析と質的分析を行った。加えて、プログラム前後に、参加者に育児不安質問紙（手島・原口2003）と発達アセスメント票に答えてもらい、その比較を行った。結果として、共起ネットワーク図の比較より、本プログラム実施前に見られた、子との関わりの困難さについての語りは、プログラム実施後にはほぼ見られなくなっていた。語りの内容では、プログラム後の方が肯定的な内容が否定的な内容を大きく上回り、増えていた。育児不安質問紙では、中核的育児不安、否定的育児感情、育児多忙感を測定し、その変化を調べた。結果、実施後に共通して見られた変化は、参加者全員の中核的育児不安の平均値が下がったことであった。否定的育児感情と育児多忙感の変化には個人差が見られ、傾向がつかめなかった。また、発達アセスメント票の比較においても、同じように個人差が見られた。

これらの結果から、発達や育児に関する知識を得たことで、参加者が生活の中で、子どもの行動をよく見るようになり、加えて、関わり方を工夫するようになったことで、親子が関わりの中で満足感や達成感を得られるような情動共有ができ、語りの内容の肯定的変化と中核的育児不安の軽減につながったのではないかと考察した。つまり、本プログラムには、親の心理側面に肯定的な変化を生じさせる効果があったと考えられる。また、プログラム後に参加者に見られた、公園や地域への外出をするようになったことや外出ができるようになったこと、家での遊びを工夫するようになったことは、生活の変化として捉えた。このような効果を確認できた一方、この結果は今回参加した4名に限られたものであるため、さらに長期的な検討を必要とする課題も見えた。児童発達支援センターが行う家族支援としての有用性を踏まえつつ、今後も検証を行いながら継続していきたい。